

第1条 (目的)

本規約は、株式会社アカカベ（以下「当社」といいます）が発行する、以下に定義した LINCA（リンカ＝カード名称）のご利用について規定するものであり、会員がリンカを使用してリンカ電子マネーおよびリンカポイントを利用するにあたり本規約が適用されます。

第2条 (定義)

本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- 1.リンカ（以下「本カード」といいます）とは、当社が会員に発行するリンカ電子マネーの機能とリンカポイントの機能を有するカードのことをいいます。
- 2.会員とは、本規約に承認の上、当社所定の方法により入会申し込みされ、当社が入会を認めた個人の方をいいます。
- 3.リンカ取扱店とは、当社が指定する店舗（以下「カード取扱店」といいます）または施設をいいます。
- 4.リンカ電子マネーとは、会員が当社所定の方法により入金することによって、本カードに記録される金銭的価値を証するものをいいます。リンカ電子マネーサービスとは、会員がカード取扱店に対し、物品・サービス等の商品（以下「商品等」といいます）の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法により本カードに入金されたリンカ電子マネーを利用することで、カード取扱店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- 5.入金とは、会員が、当社所定の方法により、本カードにリンカ電子マネーを加算することをいいます。
- 6.リンカ残高とは、本カードに入金され、会員が利用することのできるリンカ電子マネーの量をいいます。
- 7.利用端末とは、カード取扱店に設置された、リンカ電子マネーの読取りおよび引き去り、取引データの記録その他のリンカ電子マネーを利用した取引を行うために必要な機能を有する機器をいいます。
- 8.入金端末とは、入金を行うための機器をいいます。
- 9.リンカポイントとは、カード取扱店での商品等の対価支払い時に本カードを提示することにより、当社が会員に付与するポイントのことをいいます。
- 10.リンカポイントサービスとは、当社が会員に会員保有のリンカポイント数に応じて特典を提供する制度のことをいいます。

第3条 (カードの申込 発行)

当社は、カード取扱店において本カードを発行するものとし、会員は本規約に同意の上、入会申込書記入等当社所定の方法でお客様の情報を提供いただくことにより、本カードの交付を受けることができます。

尚、カードの交付は会員1人につき1枚とし、入会に伴う入会費、年会費は無料です。

- 1.会員は、本カードを受け取ったときに当該本カードの所定欄に会員ご自身の署名を行わなければなりません。原則、本カードは、会員本人以外は使用できません。
- 2.会員は、善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し、管理しなければなりません。また、原則、会員は、カードを貸与・譲渡・担保提供その他の処分をなすことはできません。
- 3.会員は、会員が当社に届け出た氏名・住所・電話番号等について変更があった場合には、当社所定の方法により当社に届け出ることを承諾するものとし、

第4条（不正使用等の禁止）

会員は、本カードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

第5条（リンカポイントサービスについて）

- 1.カード取扱店にて商品等の対価支払い時に本カードを提示することにより、お支払金額100円（税込）毎に1ポイントのリンカポイント（以下、「ポイント」という）を付与します。お支払い時に本カードの提示がない場合はポイントを付与することはできません。※一部ポイント付与対象外の商品等がございます。
- 2.ポイント付与率は当社の企画等により変更する場合がございます。詳しくは店頭の告知等にてご確認ください。
- 3.蓄積されたポイントが400ポイントになると400円相当のお買い物にご利用いただける金券を発行します。金券はカード取扱店でご利用いただけます。※一部ご利用いただけない店舗もがございます。
- 4.ポイントを他の本カードに移行したり、複数枚の本カードのポイントを1枚のカードにまとめたりすることはできません。
- 5.クレジットカードでのお支払いやリンカ電子マネーの入金に対してもポイントを付与します。
- 6.リンカポイントには有効期限はございません。

第6条（入金）

- 1.会員は、カード取扱店のレジにて1,000円単位で入金することができます。
- 2.会員は、1枚の本カードに対して、リンカ残高100,000円を上限として入金ができます。ただし、1回あたりの入金上限は49,000円です。
- 3.リンカ電子マネーの有効期限は2年です。最後の入金またはご利用から2年間入金またはご利用がない場合、残高は失効します。

第7条（リンカ電子マネーサービスについて）

- 1.会員は、カード取扱店でリンカ電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
- 2.会員がカード取扱店でリンカ電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、会員の本カードから利用額に相当するリンカ電子マネーが差し引かれ、利用端末に当該リンカ電子マネーの利用の記録が完了したとき、対価の支払いがなされたものとしします。
- 3.会員は、カード取扱店において、商品等の購入または提供を受けるにあたり、利用端末において認識されたリンカ残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により、支払うものとしします。
- 4.会員がカード取扱店において商品等の購入または提供を受ける場合、1取引に利用できる本カードの枚数は、1枚です。
- 5.会員は、リンカ電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受けた場合には、利用端末に表示され、または交付するレシート等に印字して表示されるリンカ残高を確認し、誤りがないことを確認するものとしします。万一誤りがある場合には、その場でカード取扱店に申し出るものとしします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該リンカ残高について誤りがないことを了承したものとしします。
- 6.リンカ電子マネーサービスは一部取り扱いできない店舗がございます。

第8条（残高の確認）

本カードのリンカ電子マネーおよびポイントの残高は、本カード利用時のレシート、またはリンカ残高確認Webページにて確認することができます。

第9条（リンカの合算）

会員は、リンカ電子マネーおよびポイントを他の本カードに移転することはできません。

第10条（リンカ電子マネーサービスおよびリンカポイントサービスの利用ができない場合）

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、入金すること、リンカ電子マネーサービスを利用した商品等の購入もしくは提供を受けること、ポイントを付与すること、金券を発券することならびにリンカ残高の確認をすることができません。

- (1) リンカ電子マネーサービスシステムまたはリンカポイントサービスシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- (2) 本カード・利用端末・入金端末・これらに付随する機器等の破損または電磁的影響、停電その他の事由による使用不能の場合。
- (3) その他やむを得ない事由のある場合。

第11条（退会および会員資格の喪失）

1.会員は、リンカ残高がゼロの場合、当社所定の方法により退会をすることができます。会員が本カードの会員資格を喪失した場合、リンカ電子マネーサービスの利用ができなくなります。

2.会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取消することができるものとします。この場合、当社は、事前の通知催告を要せず、会員によるリンカ電子マネーの利用を直ちに中止させ、リンカ残高をゼロとすることができます。

- (1) 本カードを偽造または変造もしくは改ざんした場合。
- (2) 本カードを不正に使用・利用した場合。
- (3) 申込書等に記載した事項が事実と異なる場合（記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届け出が合理的な期間内になされない場合を含みます。）。
- (4) その他、会員が本規約に違反した場合。
- (5) 上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。

3.会員が死亡した場合には、会員資格は喪失され、一切のリンカ電子マネーサービスを利用できなくなります。この場合、リンカ残高はゼロとなり、また、現金の払戻しも行われません。

第12条（換金等不可）

第19条第2項の場合を除き、リンカ電子マネーの換金または現金の払戻しはできません。

第13条（リンカの破損・汚損時の再発行等）

1.当社は、本カードの破損・汚損等の理由により会員が本カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限って、当該破損・汚損等した本カードと引き換えに新しい本カードを再発行します。なお、再発行した本カードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。

2.前項により本カードが再発行された場合、当社所定の方法で確認されたリンカ残高が再発行された本カードに引き継がれるものとします。

第 14 条（リンカ喪失時の再発行等）

1. 当社は、紛失・盗難等により本カードを喪失した場合、会員が本カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合且つ会員情報の登録内容、申請内容が一致した場合、本カードを再発行いたします。再発行手数料は無料です。なお、再発行した本カードは券面が変更される場合があることを会員は承諾するものとします。2. 前項により本カードが再発行され、当社がこれを認めた場合、当社による本カードの再発行が完了した時点のリンカ電子マネー・ポイントは再発行された本カードに引き継がれるものとします。ただし、再発行までの期間に発生した不正利用については、補償はできませんのであらかじめご了承ください。

3. 本カードの再発行後、会員が喪失した本カードを発見した場合、会員は、発見した本カードを破棄するものとします。

第 15 条（カード取扱店との紛議）

1. 会員が、リンカ電子マネーサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員とカード取扱店との間で解決するものとします。

2. 前項の場合においても、会員は、当社（カード取扱店）に対し、リンカ電子マネーの利用の取消し等を求めることはできないものとします。

第 16 条（個人情報の収集・利用）

会員は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が入会申込時および入会後に当社に届け出た事項および本カードの利用履歴、医薬品、化粧品等当社取扱商品の購買情報（以下「個人情報」といいます。）を、当社が別途定める「個人情報の利用・収集・提供の同意に関する規定」に記載した利用目的の定めに基づき、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意します。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

会員は、会員が、現在、暴力団等の反社会的勢力（その共生者も含まれます。）に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

第 18 条（規約の変更）

1.当社は、当社所定の方法により事前に会員に対して変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。また、当該告知後、会員が入金、リンカ電子マネーサービスを利用した商品等の購入、ポイントの蓄積、金券の発券、リンカ残高の確認をした場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

2. 前項の告知がなされた後、会員が退会することなく1ヶ月が経過した場合には、当社は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第 19 条（リンカ電子マネーサービス、リンカポイントサービスの終了）

1.当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、リンカ電子マネーサービスおよびリンカポイントサービスを全面的に終了することができるものとします。

- (1) 社会情勢の変化。
- (2) 法令の改廃。
- (3) その他当社のやむを得ない都合による場合。

2.前項の場合、会員は当社の定める方法により、リンカ残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の周知を行ってから当社の定める期間を経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第 20 条（制限責任）

第 10 条に定める理由およびその他の理由により、会員がリンカ電子マネーサービスまたはリンカポイントサービスを利用することができないことで、当該会員に生じた不利益または損害について、当社は、その責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。

第 21 条（通知の到達）

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所、電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなします。

第 22 条（業務委託）

当社は、本規約に基づくリンカ電子マネーサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第 23 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

第 24 条（準拠法） 本規約の成立・効力・履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

資金決済法に基づく表示事項

■発行元：株式会社アカカベ

■リンカに関するお問い合わせ先：

〒5740003 大阪府大東市明美の里町1番71号

株式会社アカカベ リンカ事務局

0570-012-600（平日10：00～17：00）

■支払い（入金）可能金額：

1回あたり1,000円単位で入金することができます。

ただし1回入金上限額49,000円、累積上限額は100,000円になります。

■有効期間又は期限：

ご入金またはマネー残高ご利用最終日より2年間ご入金・ご利用がければ失効になります。

■ご利用いただける場所：

ドラッグアカカベ、アカカベ薬局でのお買物にご利用頂けます。（一部店舗不可）

■ご利用上の注意

- ・払い戻しは、原則としてできません。
- ・換金及び質権等の担保件の設定はできません。
- ・汚損したり、折り曲げたりしないでください。
- ・システム障害等により予告なく一時的にご利用できない場合があります。

■未使用残高の確認方法

- ・各店舗での入金・利用の際等のレシートに残高が記載されます。
- ・リンカカード裏面のQRコードよりカード番号・PIN番号の情報をご入力頂くことでご確認頂けます。
- ・弊社公式アカカベアプリへ会員登録頂きますと会員証よりご確認頂けます。

■利用者保護措置について（利用者資金の保全方法）

（資金決済法14条1項の規定の趣旨）

前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。

（資金決済法31条1項に規定する権利の内容）

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

（発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別）

当社の利用者資金の保全方法は発行保証金の供託になります。

■無権限取引により発生した損失の補填等の対応方針

当社は、紛失・盗難等により、利用者に生じた損失について、原則としてその責任を負わないものとします。

詳しくは、LINCA（リンカ）利用規約をご確認ください。

個人情報の利用・収集・提供の同意に関する規定

第1条（カード取引にかかる個人情報の取扱い）

- 1.株式会社アカカベは（以下「当社」という）は、リンカ（以下「本カード」という）の発行および発行後の取引等に際して適正に取得した本カード会員（以下「会員」という）の個人情報を、カード取引を通じた会員へのよりよいサービス提供のために、本規定に定めるところに従い利用・収集・提供および登録を行うものとします。
- 2.当社および当社から個人情報の提供を受ける当社指定の企業は、会員の意に反する個人除法の取扱防止と会員のプライバシー保護に十分に配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるべく個人情報を厳重に管理するものとします。
- 3.会員は、自己の個人の情報の取扱いに関し、本規定に定める内容に同意するものとします。

第2条（カードサービス提供等にかかる利用・収集）

- 1.当社は、本契約を含むカードサービス提供業務およびポイントサービスの円滑な実施のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）について保護措置を講じた上で利用・収集します。
 - (1) 属性情報 会員が所定の申込書に記載する等により申告した会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他連絡先、アンケート欄への回答内容等（本契約締結後に会員から通知を受ける等により、当社が知り得た変更情報を含む。以下同じ）
 - (2) 契約情報 申込日、入会日、入会店舗、会員番号、保有カードの状況、ポイントの残高・還元実績等の契約内容に関する情報
 - (3) 取引情報 本カードの利用件数、利用金額、利用残高、購入商品・利用サービスの種類区分、利用加盟店の業種区分等の本カード利用の概況に関する情報
- 2.前項の利用・収集目的に該当する業務を当社が指定する企業に委託する場合、当該委託業務に処理に必要な範囲で、個人情報に保護措置を講じた上で会員の個人情報を預託します。

第3条（各種サービス実施にかかる利用）

当社は、下記の目的のために属性情報、契約情報および取引情報を利用します。

- (1) 当社の関連事業を含むサービス事業において取り扱う商品・サービス等について、宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること。
- (2) 当社の関連事業を含むサービス事業における市場調査、商品開発および営業活動のため。
- (3) 当社が指定する企業から委託を受けて行う宣伝印刷物の送付・eメールの送信等による商品等のご案内、市場調査および営業活動のため。

第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

- 1.会員は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。
- 2.前項の場合、会員が本人であることを証明するため、所定の書類を提示する等、所定の手続きに従うものとします。

3.開示請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

4.会員が他の会員もしくは当社に不利益を及ぼす行為をしたことが判明した場合、当社は会員の個人情報をその当事者、警察、関連諸機関に通知することがあります。また、裁判所、検察官、警察から、会員の個人情報についての開示を求められた場合についても、情報を開示することがあります。

第5条（本規定に不同意の場合）

- 1.会員が、第3条に同意しない場合、当社は第3条記載のすべての提供・利用を行わないものとします。
- 2.前項に該当する場合、第3条に記載した利用目的に関連して会員に提供されるサービスの全部または一部を受けられないことについて、会員は予め了承します。

第6条（個人情報の提供・利用の中止の申出）

本規定第3条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合、それ以降の第3条に基づく当社での利用に基づく当社から情報提供先への提供を中止する措置をとります。

第7条（個人情報に関するお問い合わせ先）

宣伝印刷物の送付等の中止、当社が指定する企業への個人情報の提供中止、および個人情報の開示・訂正・削除の請求について、その他会員の個人情報に関するお問い合わせ・ご意見は当社またはリンカ取扱店までお願いします。

第8条（本カード契約終了等の場合）

本カード契約終了等により会員でなくなった場合、第2条に基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用は有りません。

第9条（本規定の変更）

- 1.本規定は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。
- 2.本規定のうち、取り扱う個人情報の内容、個人情報の収集・利用の目的、情報提供先への提供・利用について変更が生じた場合は、当社のホームページ等に記載し、お知らせいたします。